

JNSA ワーキンググループ紹介

コンテンツセキュリティ WG

コンテンツセキュリティWGリーダー
株式会社ネットアーク
松本 直人

2004年2月に日本ネットワークセキュリティ協会コンテンツセキュリティワーキンググループの第二回会議が行われた。セキュリティ技術の進展に伴い、新たに「コンテンツセキュリティ」技術の適応範囲が広がり、定義整理と実態把握が必要とされてきていたためコンテンツセキュリティワーキンググループでは整理にあたることにした。

2002年度にまとめた「コンテンツセキュリティ・ガイド」では、コンテンツの不正蓄積、不正流通、海賊行為など「コンテンツの権利が受ける影響」をメインとして掘り下げた資料である。当時ストリーミングデータの不正蓄積、P2Pファイル交換による不正流通などのコンテンツの権利と保護技術を取り巻く環境が大きく変化した年でもあった。コンテンツ保護

技術と実態を正確に把握し多くの技術者に伝えるため「コンテンツセキュリティ・ガイド」が作られたのである。コンテンツ権利保護技術であるデジタル著作権管理 (Digital Rights Management: DRM) システムの普及も多くはなく、著作権管理自体にも標準的に普及している状況では当時はなかった。現在は多くのサイトでDRM 技術を用いたコンテンツ権利保護と著作権管理が行われるようになり、技術的にも成熟してきていると言えるだろう。そこからさらに数年が経過した現在、コンテンツにまつわる様々な影響を現象としたセキュリティ上の問題点とその対策技術が開発されてきた。

コンテンツセキュリティの定義整理

コンテンツの権利が受ける影響
(不正蓄積、不正流通、海賊行為など)

コンテンツ提供サーバーが受ける影響
(悪意ある攻撃、サービス妨害、情報漏えいなど)

コンテンツの内容から受ける影響
(スパム、ウィルス、有害コンテンツなど)

Copyright c 2004 Japan Network Security Association Content Security WG. All Rights Reserved.

ワーキンググループでは議論を経て、コンテンツセキュリティの定義を3つの分類として整理を行った。整理の基本スタンスはコンテンツにまつわる影響を尺度

とし、分類を行った。今後はこれら整理に則って技術詳細などを分類していきたいと思う。

コンテンツセキュリティワーキンググループ議事録メモより抜粋

- コンテンツの権利が受ける影響(作品を主体とした考え方)
 - ・ コンテンツ(作品)自体の保護
 - ・ 作品改ざんに対する保護・著作権保護など
 - 対策：電子透かしによる作品管理・DRMによる著作権保護、
 - セキュリティが破られたときには作品の流出や改ざんなどの損害。
- コンテンツの内容から受ける影響(人を主体とした考え方)
 - ・ 人為的・故意的な不正アクセス保護
 - ・ spam mail ,Virus, Worm などによる被害からの保護
 - 対策：Anti Virus, Anti spam 製品による保護
 - URL filer などによる保護
 - セキュリティが破られたときにはVirusなどの被害等の損害
- (システムを主体とした考え方)
 - ・ コンテンツを管理しているserver、ネットワークなどシステム機器に対する保護、将来的にはネット家電も?
 - 対策：IDS,アプリケーションファイアウォール, IDP
 - Reverse Proxy などによる保護
 - セキュリティが破られた際には企業の信用などに損害

そして上記3点に共通して、運用管理および監視が必要。



コンテンツセキュリティWGでのひとコマ